

意見書：被拘禁者に対する品位を傷つける取り扱い およびプライバシーの権利について

中 坂 恵美子

本意見書は、2004年7月29日付けで広島地方裁判所民事第2部に提出した「意見書」(平成13年(ワ)第1468号損害賠償請求事件)にタイトルを付し、プライバシーへの配慮のため、文中の実名部分を削除したものである。

事件のあらましは、次のようである。原告は、懲役2年6月に処せられ、平成10年9月18日から平成13年3月8日まで広島刑務所で服役していたが、その間に、①入監時に受けた肛門検査、②雑居房収容中のトイレの設置・使用状況、に関して、日本国憲法第13条が保障する個人の尊厳ないし幸福追求権の侵害があったとして、国に対し、国家賠償法第1条に基づき精神的損害に対する慰謝料を請求した。本意見書は、同事件に関して、国際人権規約B規約第7条および第10条ならびに第17条の点から、被告の違法性を論じたものである。

本事件において原告が申し立てている肛門検査およびトイレの使用状況はいずれも、日本が批准している国際人権規約B規約(市民的および政治的権利に関する国際規約)第7条および第10条ならびに第17条違反であると考えられる。以下、そのことを論証していきたい。

I. B規約第7条および第10条違反について

1. B規約第7条の「品位を傷つける取り扱い」

(1) 第7条および第10条の規定ならびに両者の関係

当事件において問題になる同規約の第7条および第10条第1項の規定は、それぞれ以下のとおりである。

国際人権規約B規約第7条

「何人も、拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。」

同第10条第1項

「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる。」

第10条1項は、「自由を奪われた人としての地位により特に被害をこうむりやすい人々に対しての国家の積極的な義務を課し、そのような人々に対する、規約第7条に含まれる拷問または他の残酷な、非人道的なもしくは品位を傷つけるような取り扱いまたは刑罰の禁止を補足している¹⁾」ものである。すなわち、第7条と第10条第1項は同様の文脈で理解されており、拘禁中のものについては第7条違反の問題は、同時に第10条第1項違反を生じさせると考えられている²⁾。そこで、ここでは、当該事案の第7条との合法性を検討していくことにする。

(2) 第7条の「品位を傷つける取り扱い」の解釈

当事件で問題となっている原告に対して行われた肛門検査およびトイレの使用状況は、第7条が禁止している「品位を傷つける行為」であると考えられる。以下、それを考察していく。

B規約はその実施のための仕組みを備えており、そのために同条約第28条によって設けられているのがB規約人権委員会である。同委員会は、B規約の各条文の解釈に関する「一般的意見」を表すこと、およびB規約の選択議定書に基づいて寄せられる個人通報に対して見解を表すことによって、同規約の解釈を示しているが、これらによって示される解釈は、1969

年に採択され1981年に日本に関しても発効している「条約法に関するウィーン条約」の第32条が言及している「解釈の補足的な手段」として、B規約の解釈の際に依拠すべきものである。すなわち、条約の解釈にあたっては、「条約法に関するウィーン条約」の第31条が示すように、「文脈によりかつその趣旨および目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈する」のであるが、それでも意味があいまいまたは不明確である場合には、第32条により解釈の補足的な手段に依拠することができると規定されている。B規約人権委員会の「一般的意見」および「見解」は、この「解釈の補足的な手段」と考えられているので、以下、この二つに関して検討していく。

・ B規約人権委員会の一般的意見20

B規約第7条の解釈に関して、まず参考にすべきものは、B規約人権委員会が1992年に出した一般的意見の20³がある。

同意見によれば、まず、第一に、第7条は、「個人の尊厳ならびに身体的および精神的な保全を守ることを目的とした規定である」という。そして、第7条が、「第4条に言及されているような緊急事態においても決して逸脱したり停止されたりしてはならない、無制約の権利である」ということ、「上官や公権力からの命令を含んだいかなる理由によっても、いかなる状況も、その違反の言い訳を正当化したり情状酌量の理由となったりしない」という、同条において保障される権利の絶対的な性格を確認している。このように、本条によって保障されている権利は、B規約に定められている諸人権の中でも、非常に重要な権利であり、いかなる理由によっても侵害が許されない権利であるということは、留意すべきことである。

次に、同意見は、規約第7条が言及しているそれぞれの行為の概念についての説明をしている。すなわち、同条では、①拷問、②残虐な取り扱いもしくは刑罰、③非人道的な取り扱いもしくは刑罰、④品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰、といった行為が問題となっているのであるが、これ

らの区別について、次のように述べている。すなわち、「当規約は第7条によってカバーされている概念のいかなる定義をも含んでいないし、また、当委員会は、禁止されている行為のリストを作成し異なる種類の処罰または取り扱いの間の厳密な区別を定立することが必要であるとは考えていない。それらの区別は、適用される取り扱いの性質・目的および苦痛の程度に依存する」といい、一般的な区別の指標を与えないという考え方を示している。すなわち、委員会は、具体的にどのような行為が第7条違反となるのか、さらに、どのような行為が第7条で禁止されるそれぞれのどのカテゴリーに入るのかという両面において、定義を与えていないということである。ただし、前者の点に関しては、長期にわたる独房監禁が第7条違反となるということ、身体的な痛みのみでなく精神的な苦痛を被害者に与えるものも第7条違反の行為となることが、続いての文章において言及されている。

以上「一般的意見20」においては、本件において問題となる「品位を傷つける取り扱い」について、何がそれに当たるのかの具体的な例示はされておらず、それは、事例ごとに、その性質・目的および苦痛の程度を斟酌して行われるということが示されている。ただし、品位を傷つける行為はいかなる理由によっても侵害されてはならないものであること、精神的な苦痛を与えるものも含まれることが示されていることは、本件を考える際に留意しておくべきことである。

・ B規約人権委員会の見解

次に、B規約選択議定書の第5条により設けられている個人通報制度に関して出された見解であるが、1987年の見解において、「何が非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いであるかは、事案のすべての事情、すなわちその継続期間、方法、被害者の性別、年齢、健康状態などに基づいて判断されなければなら⁴⁾ないという基準が示されている。

しかしながら、B規約の実行上においては、これまで「品位を傷つける

取り扱い」に関する先例はそれほどなく、「品位を傷つける取り扱い」一般についての他の一般的な基準を見出すことは困難である。ただし、本件のように身体検査を含むケースにおいて、原告がその身体検査のやり方を「非人道的である」と主張し、それをB規約人権委員会が第7条違反であるという判断を下した事例があるので、同事例に関して少し検討を行いたい。

2002年に出されたクレメント・ブードー事件に対する見解⁵では、申立人は刑務所において次のような取り扱いを受けたことを主張した。すなわち、カレラ刑務所で一日のうち23時間独房で拘禁され、一日に一度だけ戸外運動と入浴のために外にでることができたが、彼の戸外運動の場所は便や尿が捨ててある場所であり、それに不平をいうと独房から出ることはできなかった。21日間食事が制限されたこともあり、このような拘禁状態のため、視力が低下してきた。同刑務所における身体検査において、祈禱服を脱がされ、看守により頭部・胸部・股間部および脚部を殴打され、ただちに治療を求めたが無視された。数週間後にもまだ続く痛みを訴えたが医療職員による痛み止めを与えられただけであった(A)。その後、申立人は他の刑務所にいったん移送され、再び最初のカレラ刑務所に移送されてきたときに、裸にされ、陰茎の包皮を剥かされ、看守の前で臀部を引き3・4回しゃがむことを強要されていた(B)。また、申立人は国連に対して訴えをしようとしていたことから、看守によって脅迫を受け、彼宛の手紙は必ず彼にとどけられる状況ではなかった。また、彼は誰かに手紙を書くときは許可を請求しなければならず、時折、国連、大統領、弁護士に手紙を書く許可を拒否された⁶。このような状況の中で、申立人は、彼が拘禁されていた状況が非人道的であり、その結果彼の視力が低下したこと、信仰の権利を奪われたこと、身体検査のやり方が屈辱的であり彼への攻撃は正当でなく非人道的であること、外部との通信が大変困難であることを訴えたのである⁷。

B規約人権委員会は被告国からの反論がなかったことにより、申立人に

よる以上のような申し立てを事実として認めたらうえて、上記の事実がB規約の第7条、第9条第3項、第10条第1項、第14条第3項(c)、第17条および第18条の違反を構成するという結論を出したのである⁸。

本件との関連では、第7条違反を導くにあたって、「申立人の健全性に対する物理的な攻撃、特に上記2.6段落で述べた出来事（上記（A）一筆者注）、彼に対する暴力の脅し、および看守によって身体検査を受けるときに受けた取り扱い（2.7段落）（上記（B）一筆者注）に関しては、・・・規約第7条違反になると判断する⁹」と、身体検査の際に看守から受けた取り扱いを特に重要視しているのである。

さて、この事例は、身体検査のやり方が、第7条違反となりうることを示すものであるが、どのような要素が第7条違反の判断を導いたのか、その詳細な基準は示されていない。そこで、第7条、特にその中の「品位を傷つける取り扱い」の違反の一般的な基準を考えるために、B規約第7条とほぼ同様の規定を持つ、ヨーロッパ人権条約の解釈を参考にしたい。同条約は、その歴史と実効的な実施措置によって、多くの判例を生み出しているが、それらの中には、本件に非常に参考になる事例も見受けられる。そこで、以下、ヨーロッパ人権委員会及びヨーロッパ人権裁判所という、ヨーロッパ人権条約の機構の判断も加えてさらに検討していくこととする。

2. ヨーロッパ人権条約第3条における「品位を傷つける取り扱い」

(1) 国際人権規約B規約とヨーロッパ人権条約の類似性および共通性

前述のB規約第7条の文言は、ヨーロッパ人権条約第3条の規定とほとんど同じであることがわかる。

ヨーロッパ人権条約第3条

「何人も、拷問又は非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰を受けることはない。」

ヨーロッパ人権条約は、「ただ単にヨーロッパ的な人権の実施機構というだけでなく、世界的なレベルでの人権条約の解釈・適用にも示唆を含み、「その豊富な先例のなかには、受刑者を含む被拘禁者からの多数の申し立ての例が数多く存在している¹⁰⁾」と評価され、国際人権規約の解説書においても、参考にされている¹¹⁾。本意見書において、当事件を考えるにあたって、このヨーロッパ人権条約の第3条に関してヨーロッパ人権裁判所が下した判決も参考として考察していきたいと考えるが、日本が批准していないヨーロッパ人権条約をもこのように検討範囲に含めるべきであるとする理由を、以下に少し詳しく述べておく。

・ 起草時の背景ならびに趣旨および目的の同一性

すでに上述したように、条約の解釈に関する一般的な規則を定めている「条約法に関するウィーン条約」の第31条第1項は、「条約は、文脈によりかつその趣旨および目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする」と定めているが、同第2項には、文脈というときは、前文および付属書を含んだ条約文、その他の事を指すことが規定されている。すなわち、条約の解釈にあたっては、何よりもまず、前文および付属書を含んだ条約文が述べていることを考慮して、さらに、条約の趣旨および目的にてらして、通常用語の意味を確定し、それに従って解釈を行うことが求められているといえる。

したがって、B規約第7条の解釈において、同条の用語の意味を確定するにあたっては、①前文および付属書を含んだ条約文、②B規約の趣旨および目的、を考慮することが必要になってくるが、実際には条約の趣旨および目的はその前文に掲げられているのが常であるので、①の要請のみならず、②の要請からも重要になってくる国際人権B規約第7条の前文をこ

ここで確かめておく。

すると、そこには、まず、「人類社会のすべての構成国の固有の尊厳および平等のかつ奪いきれない権利」を認める「国際連合憲章において言明された原則」が述べられ、続いて「これらの権利が人間の尊厳に由来すること」が認められ、さらに、「世界人権宣言」に触れた上で、「人権および自由の普遍的な尊重および遵守を助長すべき義務を諸国が負っていること」を考慮することが表明されている。これをうけて、第2条においては、締約国に規約において認められる権利を尊重し確保する義務を負わせている。このように、第二次世界大戦後、国際連合憲章ではじめて萌芽した、国際法レベルにおいての人間の尊厳に基づいた人権の尊重という義務を、同規約が定めるそれぞれの条文に従って、国際社会の構成国に負わせるというのが同規約の趣旨および目的である。

このことは、同規約の起草過程からも次のように明らかにされる。すなわち、同規約の起草作業は、国連の主要機関のひとつである経済社会理事会が、憲章第68条にしたがって1946年2月16日の決議によって国連人権委員会を設立し、続いて1946年6月21日の決議によって同委員会に「人権および基本的自由の実効的实施のための方法および手段に関する示唆」を提出するように求めたことから始まる。翌年から始まった国際人権章典の起草委員会の議論において、章典の形式を、条約にするのか、それともまず宣言の形をとるものにするのかという二つの考え方が出されたのであるが、一般原則または人権の一般基準を掲げる宣言形式のものと、特定の権利とその権利行使の際の制限または制約を明らかにする条約の形式の二つの作業文書を準備し、このうち、宣言形式のものが国連人権委員会、経済社会理事会という段階を経て、国連総会へ提出され、1948年12月に「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として採択されたのが「世界人権宣言」である。他方で、この基準を達成することを国家に義務付けるために、その後も国連人権委員会での継続した論議を経て、実施措置に関する規定を含んだ条約として1966年に採択されたのが、国際人権規

約A規約（経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約）およびB規約である。したがって、B規約は、人権の尊重という点での目的および趣旨は世界人権宣言とまったく同じところから出発しており、他方で、両者の大きな違いは、世界人権宣言が法的な拘束力を持たない文書であるのに対して、A規約およびB規約が実施措置を備えて国家に義務を課す文章であるということである。

ところで、世界人権宣言とA規約およびB規約に列挙されている個々の人権が、まったく同じであるというわけではない。世界人権宣言には規定されていても規約には取り入れられなかったものや、文言が多少変更されて規定されたもの等もある。しかしながら、本件で問題となっているB規約の第7条に関しては、世界人権宣言の第5条に、まったく同一の文言の規定がある。

世界人権宣言第5条

「何人も、拷問または残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取り扱い若しくは刑罰を受けることはない」

このように、第7条に関しては、世界人権宣言の文言が再録されたものであり、その意味においても、B規約に第7条の規定が入れられたのは、まさに世界人権宣言の第5条が規定する権利を国家の義務として位置づけることにあったといえる。

これらのことから、B規約第7条の解釈に際しては、その文言の意味を確定するにあたって、これが、世界人権宣言の規定する権利を実現するために制定されたという事実を斟酌することが、その文脈からも、趣旨および目的からも要請されるのである。

ところで、ヨーロッパ人権条約は、1948年に発足したヨーロッパ審議会が1950年に制定した条約であるが、その起草の背景は、上記国際人権規約と共通するものがあると考えてよい。すなわち、同条約は、世界人権宣言

にうたわれている諸権利を、普遍的な体制に先駆けて、ヨーロッパで集团的に実施するために作成されたものであり、そのことは、前文全体において説明されているが、特に「世界人権宣言中に述べる諸権利の若干のもの集团的実施のために最初の措置をとることを決意し」という叙述において明確に表されている。そして、問題となっている第3条は、世界人権宣言の第5条の文言をほとんどそのまま用いているのである。

このように、ヨーロッパ人権条約第3条の解釈においても、その用語の意味は、世界人権宣言の第5条の規定の実現という趣旨および目的から決定されるものである。このことから導かれるのは、B規約第7条およびヨーロッパ人権条約第3条は、その解釈にあたっては、いずれも、同様な意味をもたせて読むべきであるということであり、ヨーロッパ人権条約が日本の加盟する条約ではないから、同条約の解釈が本件においては無関係であるという見解は、この場合は認められないのである。

・ B規約委員会のB規約第7条の解釈とヨーロッパ人権裁判所の判例

B規約第7条の解釈をするにあたって、ヨーロッパ人権条約第3条の解釈を参考にすべきであるという考え方は、以上に示した起草時の背景ならびに趣旨および目的の同一性による要請のみでなく、条約が発効した後のB規約人権委員会の次のような実行からも導かれる。すなわち、前項で説明した「一般的意見」においても、あるいは個人通報への見解においても、B規約人権委員会は、ヨーロッパ人権裁判所の判例をとりいれてこれらを作成しているのである。

たとえば、前述した、「一般的意見20」で表されていた、「拷問」、「非人道的な取り扱い」および「品位を傷つける取り扱い」の区別は、その取り扱いの性質、目的および苦痛の程度に依存しているという考え方は、同意見によって改定された1982年の「一般的意見7」¹²においてすでに述べられていたものであるが、これは、後述の1977年のアイルランド対連合王国事件においてヨーロッパ裁判所が示した、拷問と非人道的または品位を傷つ

ける取り扱いの概念の区別は、「主として受けた苦痛の強さから導かれる¹³⁾」という考え方を取り入れている。

また、前述した、1987年にB規約人権委員会が示した、「何が非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いであるかは、事案のすべての事情、すなわちその継続期間、方法、被害者の性別、年齢、健康状態などに基づいて判断されなければならぬ」という基準も、上記1977年のヨーロッパ人権裁判所の判決において、最低限度の苦痛の程度の評価は「事案のすべての事情、すなわちその継続期間、身体的または精神的な影響、場合によっては、被害者の性別、年齢、健康状態などに基づいて判断される¹⁴⁾」と述べているのを、ほとんど同じ文言で再現している。

このように、B規約委員会自体も、同様の趣旨および目的を持つ、ヨーロッパ人権条約の第3条の規定を、B規約の解釈の指針として位置づけているのである。

以上のことから、B規約の第7条の解釈に際しては、ヨーロッパ人権条約第3条も考慮に入れることが必要であると結論付けられる。

(2) ヨーロッパ人権条約第3条の解釈

ヨーロッパ人権条約の体制においては、ヨーロッパ裁判所の判決および1998年まではヨーロッパ人権委員会の見解が判例を作り出している（1998年からヨーロッパ裁判所のみ体制へと変革）。まず、初期のヨーロッパ人権委員会の見解において次のような基準が示されている。非人道的取り扱いとは、「意図的に特別に強い精神的・身体的苦痛をもたらす行為であり、特定の状況においては正当化されえないもの」であり、それに対して拷問とは、しばしば、「情報もしくは告白を得る、または処罰を行うといった目的をもった非人道的取り扱い」であり、「一般的に非常に重大で残虐な苦痛をもたらす非人道的取り扱い」のことである。そして、品位を傷つける取り扱いに関しては、「個人を、他人の前で辱め、あるいはその意思や良心に

反して行動するよう強いる」場合はこれにあたと説明されている¹⁵。このように、苦痛の強さによって、拷問、非人道的取り扱い、品位を傷つける取り扱い、それぞれの適用範囲が明らかにされている。そして、品位を傷つける取り扱いも、「固有の保護内容を持った実効的な概念を形成¹⁶」しているものとしてとらえられるのである。

裁判所の判決において、まず、明らかにされたのは、前述したアイルランド対連合王国事件で示された、第3条の範囲に入るためには、「不当な取り扱いが、最低レベルの苦痛の程度に達していなければならず、そして、その最低限度の苦痛の程度の評価は「事案のすべての事情、すなわちその継続期間、身体的または精神的な影響、場合によっては、被害者の性別、年齢、健康状態などに基づいて判断される」という基準である¹⁷。そして、同事件で問題となっていた取り扱いが、「被害者に対して、恐怖、怒りおよび劣等感を引き起こし、それによって被害者が恥をかかされたり人格を貶められたりする可能性があり、あるいは、身体的または道徳的な抵抗力をなくしてしまうかもしれないようなものである」という理由で、それを「品位を傷つける」ものであると認定している¹⁸。この基準は、繰り返し諸判決で用いられておりもっとも基本的な基準であると考えられる。

この中で、「品位を傷つける」と判断されるために必要とされる要素の一つである「恥をかかされる」という条件であるが、これに関して、諸判例から、いくつかの補足ができる。まず、他人の目からみて恥をかいたというのではなく、自分自身が恥をかかされたと感じているということでも十分である。したがって、公の目が無いということによって、必ずしも第3条の範疇から排除されるというわけではないという¹⁹。

次に、品位を傷つける取り扱いに当たるためには、目的が当該人物に恥をかかせるまたは人格を貶めるものであったかどうか、さらに結果が、第3条に矛盾する方法で彼または彼女の人格に悪い影響を与えたかどうかに関心を払わなければならない²⁰と述べる。しかしながら、そのような目的がないことが第3条の認定を決定的に排除することはできないということ

も、その後繰り返し述べられている²¹。

さらに、品位を傷つける取り扱いとなるために必要とされる苦痛または屈辱は、「合法的な取り扱いまたは処罰の既定の形式に結びついている避けられない苦痛または屈辱の要素を少なくとも超えていなければならない²²」ことが必要とされるのであるが、このことは、逆に言えば、「科せられる措置の執行方法や手段は、非拘禁者に、拘禁に固有な避けられない苦痛の程度を超える強さをもつ苦痛または苦難を与えるものであってはならない²³」ということになる。

以上のように、「品位を傷つける取り扱い」に関する諸事例から、一定のガイドラインを引き出した上で、次に、本件と事案として類似した面を持つ三つの事例について、特に検討しておきたい。

(3) ヨーロッパ人権裁判所における類似の事例

問題となるのは、ヨーロッパ人権裁判所が2001年4月19日に出したピアーズ対ギリシャ事件判決²⁴、2002年6月24日に出したカラシニコフ対ロシア事件判決²⁵、2001年7月24日に出したヴァラシナス対リトアニア事件判決²⁶、である。まず、ピアーズ事件から検討していく。

本件とピアーズ事件には、次のような共通点がある。すなわち、申立人ピアーズは、コリダロス刑務所における拘禁状態が、非人道的および品位を傷つける取り扱いであったことを主張しているが、その拘禁状態の一つとして、デルタ棟の隔離区画において拘禁されていたときの房内のトイレの状況に関する問題があった。ピアーズが収監されていた9号房は、2.27メートル×3メートルで、その中にベッドがおかれていた。房内にアジア式のトイレが一つあったが、そのトイレと房内のそれ以外の部分を仕切る仕切りやカーテンはなかった。日中、房のドアが施錠されておらず被拘禁者たちが房から出ることが自由にできる時間帯は、誰かがトイレを使用している間はWCという表示をドアに掲げ、同房のものが入室しないような

工夫をしていたが、夕方の一部および全夜間にかけては、同房者のいる前でトイレを使用したり、逆に同房者がトイレを使用しているところに居合わせたりしなければならなかった。

ヨーロッパ裁判所は、申立人の拘禁状態に関して、品位を傷つける取り扱いの禁止を定める第3条の違反があったと認めたのであるが、それは、次のような点が考慮された。すなわち、夕方の一部と全夜間においては、狭い独房の中で、事実上自分のベッドに閉じ込められていたという状態、さらに、その部屋には換気がなく、扉ののぞき穴以外の開穴もなく、夏には非常に暑くなったこと、そして、先に述べたように、同房者の前でトイレを使用したり、同人がトイレを使用しているところに居合わせなくてはならなかったりしたことである。

これらのことから、前述の判例からみちびかれる基準を適用し、当該状況が、申立人の人間の尊厳を侮辱するものであり、かつ、申立人に恥をかかせ人格を貶めるような、そして、申立人に対して、物理的にも精神的にも抵抗不可能となるような怒りと劣等感を抱かせるものであったと判断し、「品位を傷つける取り扱い」であるということを認定したのである²⁷。

ヨーロッパ裁判所が「品位を傷つける取り扱い」であると考えた問題は、上述したように、いくつかの点に及ぶのであるが、仕切りのないトイレを同房者のいる前で使用しなくてはならなかったことが、その重要な一要素であったことは否定できない。また、2002年のカラシニコフ事件判決においても、過剰収容、不十分な換気、寄生虫の存在および申立人自身の体調不良といった要素に加えて、トイレが房内に入り口にスクリーンのない状態で設置されており、申立人が他の同房者のいる前でトイレを使用し、また、他の同房者がトイレを使う間その場に居合わせなくてはならなかったことを、第3条違反の定める品位を傷つける取り扱いの認定の要素としている²⁸。ヨーロッパ裁判所は、このように、いくつかの要素を考慮して第3条違反を導き出しているが、これは、同裁判所が累積効果と呼んでいるものである。すなわち、「拘禁の条件を評価するにおいて、申立人からなさ

れた特定の申し立てと同時に、これらの状態の累積的な効果に考慮がされなければならない²⁹⁾ということである。

ところで、ピアーズ事件と対照的な事例として、ヴァラシナス事件の場合をみしてみる。同事件では、申立人がブラヴィエニスク刑務所の5号棟のSABとよばれる隔離区画にいたときに、トイレの問題に直面している。この事件では、SABの他の区域からは隔絶した衛生区域に8つのアジア式トイレがあったのであるが、申立人がいた当時は、そのひとつひとつの間に仕切りがなく、お互いのプライバシーが守れないという状況であった。ただし、この場合は、被拘禁者たちが、互いのプライバシーを尊重するために、一人ずつトイレを使用していたことから、他の被拘禁者から見られる状態でトイレを使用しなくてはならないということにはなかった。そこで、ヨーロッパ裁判所は、「仕切りがなかったのは遺憾であった」と述べながらも、衛生区域が隔絶されていたこと、上記のような工夫で実際には他の被拘禁者の前でトイレを使用することを強制されていないことに留意をしたうえで、トイレの使用状況に関しては、第3条違反はなかったと判断したのであった³⁰⁾。同事件とピアーズ事件およびカラシニコフ事件の差は、このように、実際に他人のいる前でトイレを使用することを避けることができる状況であったか否かということである。

3. 本件における考察

最後に、以上から導かれた基準を、具体的に本件において考察してみる。

本件において、原告が申し立てをしていることは二点である。第一に、刑務所に収監される際に行われた身体検査において、他の被拘禁者もいる部屋において、仕切り等がない状態でかがんで肛門を自分の手で広げるようにして検査が行われたということである。ただし、肛門を見せるために自分の手で広げることを指示されたか否かについては、事実として争いがあるところである。第二に、雑居房において、トイレ使用時に、ドアに貼

られた目隠しの位置が悪いために、肛門および排泄物が他の同房者たちによって見えてしまうということである。そして、このトイレの問題は、特に朝支度をする際には避けられないものであった。これらの事実が、国際人権B規約が禁止する「品位を傷つける取り扱い」に当たるか否かということが問題とされている。

基本的な基準は、B規約人権委員会の先例が述べていた、「何が非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いであるかは、事案のすべての事情、すなわちその継続期間、方法、被害者の性別、年齢、健康状態などに基づいて判断されなければならぬ」ということ、また、ヨーロッパ人権裁判所によれば、「不当な取り扱いが、最低レベルの苦痛の程度に達していなければならぬ」ず、そして、その最低限度の苦痛の程度の評価は「事案のすべての事情、すなわちその継続期間、身体的または精神的な影響、場合によっては、被害者の性別、年齢、健康状態などに基づいて判断される」というものである。さらに、同裁判所によれば、「被害者に対して、恐怖、怒りおよび劣等感を引き起こし、それによって被害者が恥をかかされたり人格を貶められたりする可能性があり、あるいは、身体的または道徳的な抵抗力をなくしてしまうかもしれないようなもの」は「品位を傷つける」ものと考えられるのであった。

本件において原告は、検査官に対して肛門を見せなければならないという検査のやり方に対して、恥ずかしいと感じており、また、トイレ使用中に他の者に肛門および排泄物を見られることも同様に恥ずかしく感じていた。他の人に肛門または排泄物を見られる行為が、少なくとも成人にとって、性別、健康状態にかかわらず恥ずかしいものであり、人格を貶める可能性があるものであることは一般的に受け入れられる考えであり説明を要しないであろうが、先に見たヨーロッパ人権裁判所の類似な事例にたいする諸判決においても、同房者がいる状態で室内の仕切り等のないトイレを使用しなければならなかったという事実を、人格を傷つける取り扱いと判断する際の要素として勘案していたことから、このことは証明できるで

あろう。尚、原告の主張するところによれば、肛門検査においては、さらに自分で肛門を手で広げて刑務官に見せていたということであるが、そのような状況であれば、いっそう恥ずかしさを感じる行為であると考えられる。ところで、ヨーロッパ裁判所は累積効果に注目していたのであるが、本件においても、肛門検査とトイレの使用の問題という、二つの問題が提起されていることにも留意しておきたい。

被告は原告に対して恥をかかせるような目的でそのような措置を行っていたというわけではないかもしれないが、そのような目的がないということだけで第3条の認定を排除することはできないことも留意すべきである。さらに、原告は肛門検査の際に必ずしも肛門を他の人に見られていたわけではないと思われるが、かがんで肛門を見せるという屈辱的な姿勢を見られていること自体が恥ずかしいことであり、また、例えそのような姿勢を見られていないというのであっても、他人の目からみて恥ずかしいということよりも、自分自身が恥をかかされたと感じていることに重要性が考慮されるべきである。また、広島刑務所における肛門検査は、新入検査時の一回のみではあったが、肛門検査にあたるのが刑務官という原告たち被拘禁者の生活管理を行い日常的に接する可能性のある人物、あるいは、そのような人物そのものでなくともその上司や同僚であることから、その後の拘禁中に継続的に、原告に恥ずかしさや屈辱的な思い、さらには劣等感からくる身体的または道徳的な抵抗力の喪失感を与える効果を持ちうると考えられる。さらに、トイレは収監中毎日使用しなければならないものであり、そのことは、この問題が収監中ずっと継続的に生じていたことを意味する。以上の考察から、本件肛門検査およびトイレの使用状況は、先に述べたヨーロッパ人権裁判所が考えている「品位を傷つける」取り扱いの基準、すなわち、「最低レベルの苦痛の程度に達して」おり、「被害者に対して、恐怖、怒りおよび劣等感を引き起こし、それによって被害者が恥をかかされたり人格を貶められたりする可能性があり、あるいは、身体的または道徳的な抵抗力をなくしてしまうかもしれないようなもの」という

条件を満たしているものと考えられる。

ところで、問題となっている肛門検査およびトイレの使用状況は、刑務所内の治安等の理由で、必要とされる措置であるということについては検討の余地があるであろう。先に見たように、ヨーロッパ裁判所の先例においても、「合法的な取り扱いまたは処罰の既定の形式に結びついている避けられない苦痛または屈辱の要素」の存在を認めており、そのようなものを超えてはじめて、第3条違反が認定されることになっていた。しかしこれは、同時に、「科せられる措置の執行方法や手段は、非拘禁者に、拘禁に固有な避けられない苦痛の程度を超える強さをもつ苦痛または苦難を与えるものであってはならない」という反対の側面からの考慮も必要とするものであった。今回の場合、肛門検査が必要であったとしても、日常的に接する可能性のある刑務官とは異なる職員、例えば必要なときには肛門を見せる相手であると一般に認識されている医者などによって行うなどの配慮によって、被拘禁者へ与える心理的な効果は減少されるであろう。医師による検査というのは、検査にともなう肛門からのばい菌の体内への侵入の可能性という観点からも望ましいものであると考えられる。この点、国際的な基準に言及するならば、1979年に国連総会決議として採択された「法執行官の行動綱領」の第6条が、法執行官に対して「身柄を拘束している者の健康を十分に守ることを確保」することを要求しており、その法執行官とは、第1条から刑務所職員も含まれるものであると考えられる。同決議は条約と異なり日本に法的な義務を生じさせるものではないが、考慮されてしかるべき基準である。わが国においては、監獄法施行規則第13条が「新入監スル者アルトキハ監獄ノ医師其健康ヲ診査ス可シ」と規定されていることから、新入検査の際に医師による健康診査が行われていると思われるので、やむをえず肛門検査が必要である場合は、その際に行うなどの方法がとられるべきであろう。

また、この点に関して、次のような点も考慮に入れられなければならないと指摘できる。すなわち、本件原告は、広島拘置所から広島刑務所へ移

送されて来た者である。拘置所において被拘禁者が違法な物品を入手しそれを刑務所に持ち込む可能性は、直接に刑務所に入所する場合に違法な物品を持ち込む可能性に比べてきわめて低いであろう。なぜならば、拘置所に入るときにすでに肛門検査を含んだ所持品検査が行われており、かつ、拘置所収容期間中も拘置所による厳重な管理の下に置かれており、さらに、拘置所から刑務所の新入調べ室までは拘置所の職員が複数名同行しているからである。したがって、原告のような状況に置かれている者に対しては、原則として刑務所の入所の際に、B規約第7条が保障している人権を犠牲にしてまで肛門検査を一律に行う必要性はなく、違法な物品を持ち込んだと疑うのに十分に理由がある場合に限ってのみ、これを行うことができると思うのが、先の「避けられない苦痛または屈辱」の観点から考えて相当である。本件のように、特に違法な物品を持ち込んだと疑う状況も指摘されていない場合において肛門検査を行ったのは、原告に対して不必要な苦痛を与えていると判断できるであろう。

他方で、ドアの目隠しを肛門が見えない位置にする等のことは、治安維持等に対する同等の効果をもたらしながら変更をすることが可能であると考えられる。したがって、本件のような肛門検査およびトイレの使用状況は、「合法的な取り扱いまたは処罰の既定の形式に結びついている避けられない苦痛または屈辱の要素」を超えており、「非拘禁者に、拘禁に固有な避けられない苦痛の程度を超える強さをもつ苦痛または苦難を与えるもの」であると考えられる。

以上のことより、本件肛門検査およびトイレの使用状況に関しては、「品位を傷つける取り扱い」と認められ、国際人権B規約の第7条違反であると考えられる。また、冒頭で述べたように、このことは同規約第10条違反であることも同時に示していると考えられる。

II. B規約第17条違反について

1. B規約第17条の「私生活の保護」

当事件においては、B規約の第17条第1項も問題となるが、同条は次のように規定している。

B規約第17条第1項

「何人も、その私生活、家族、住居もしくは通信に対して恣意的もしくは不法に干渉されまたは名誉および信用を不法に攻撃されない」

当事件における肛門検査およびトイレの使用状況は、この条文で保障されている「私生活」（英文はprivacy）の問題にかかわることであると考えられるので、以下、その点を考察する。

まず、第17条自体が何を意図している条文であるのか、どのように同条が対象とする人権を保障しようとしているのかを明らかにしておきたいが、それは、1988年にB規約人権委員会が出した「一般的意見16³¹」によって明確にされている。同意見によれば、「不法な干渉」という文言の意味は、法律の規定なくしてはいかなる干渉もなされてはならないということであり、国家が許可する干渉は、それ自体B規約の規定および目的に反していない法律に基づいて行われなくてはならない³²、ということであるという。また、「恣意的な干渉」というのは、法の下で許されている干渉であっても、B規約の規定および目的に反しないものであり、いかなる場合においても、特定の状況にてらして合法的なものでなくてはならない³³、ということであるという。さらに同意見は、人々が社会の中で暮らしている以上私生活の保護は必然的に相対的なものになるということ認識しながらも、権限を持つ当局が個人の私生活に関する情報を要求できるのは、それを知ることがB規約の下で理解されているような社会の利益のために不可欠な場合のみに限られること³⁴、また、たとえB規約に反しない干渉

であったとしても、国内法によってそのような干渉が許される正確な状況が詳細に特定されていなくてはならず、そのような許可された干渉を行う決定は法によって指定された当局によって、ケースごとに下されなければならないこと³⁵を説明している。このように、第17条は、個人の私生活、家族、住居もしくは通信または名誉および信用を、それらへの国家による干渉に対して厳しい条件を求めることによって、保障しようとしている条文である。

次に、第17条が保障しようとしている人権、特に「私生活」は何を意味するのかを、確認しておきたい。同意見は、「私生活」についての定義を示してはいないが、これまでよせられた個人通報に対してB規約人権委員会出した見解から、この中には次のようなものが含まれることが指摘されている。すなわち、自己のアイデンティティの表現、個人の尊厳、内秘（私的な行動や情報を世間から秘密にすること）、私的な分野での自己決定権としての自律、他人とのコミュニケーション、私的な性生活である³⁶。これらの中の個人の尊厳に関しては、「個人の尊厳の保護を保障する他の条項（7条・10条）にあてはまらない軽度の干渉の場合でもそれが不法・恣意的である場合には、本条の問題となる³⁷」と考えられている。

最後に、当事件で問題となった「肛門検査」に直接かかわる問題として、上記「一般的意見16」において、次のような言及がされていることを指摘しておきたい。すなわち、「人物および身体検査に関しては、そのような検査が、検査を受ける人の尊厳に反しないやり方で行われることが保障されるべきである³⁸」との言及がある。

2. 本件における考察

本件における肛門検査およびトイレの状況が、第17条違反になるか否かを、上記の解釈基準に照らして考えていくこととする。すなわち、第1に、本件の肛門検査およびトイレの使用状況が、第17条が保障する「私生活」

と考えられるか否か、第2に、第17条が要求している保障が行われているか否かを考える。

第1に、本件が、第17条が保障する「私生活」の問題となるか否かであるが、肛門検査およびトイレの状況どちらにおいても、個人の尊厳の問題として、「私生活」の範疇に入るといえる。本件が個人の尊厳の保障に反するものであることは、上述した第7条および第10条に関する検討において明らかであると思われるが、第17条が求める人間の尊厳の保障は、第7条および第10条が求める保障よりも低いレベルのものでは決してなく、むしろ逆に、たとえ、第7条および第10条違反とは考えられないものであったとしても、第17条の違反を構成する可能性もある。

他方で、第17条違反を構成するには、第7条および第10条が求めている要件が必要とされている。それは、違反が不法または恣意的に行われるということである。そこで、次に第2の点、本件において、国家による不法または恣意的な干渉があったか否かという問題を検討していく。

上述したように、不法な干渉の禁止とは、「法律の規定なくしてはいかなる干渉もなされてはならないということであり、国家が許可する干渉は、それ自体B規約の規定および目的に反していない法律に基づいて行われなくてはならない」という意味であり、恣意的な干渉の禁止とは、「法の下で許されている干渉であっても、B規約の規定および目的に反しないものであり、いかなる場合においても、特定の状況にてらして合法的なものでなくてはならない」ということであった。本件において、まず肛門検査から考えると、「身体検査」を行うこと自体に関しては、監獄法第14条の規定、「新タニ入監スル者アルトキハ其身体及ヒ衣類ノ検査ヲ為スコシ在監中ノ者ニ付キ必要ト認ムルトキ亦同シ」があることから、法律の規定の存在は認められる。しかしながら、監獄法および施行規則によって許されている行為であっても、B規約の規定および目的に反しないものであるか否かという点に関しては、身体検査の中でも本件において行われた「肛門検査」が、前述のようにB規約において絶対的な保障の下にある権利を規定する

第7条および第10条違反であると考えられるのであれば、それらを侵害するようなやり方で行われる身体検査は、「いかなる場合にも、特定の状況に照らして合法的なものである」という事はできない。また、仮に「B規約に反しない干渉であった」と考えられるとしても、「国内法によってそのような干渉が許される正確な状況が詳細に特定されていなくてはならず、そのような許可された干渉を行う決定は法によって指定された当局によって、ケースごとに下されなければならない」ということが要求される。ところが、本件訴訟第2回口頭弁論における証人による証言によれば、身体検査の部位や方法についての内規やマニュアルはないということであり、そのことから考えると本件「肛門検査」は、前記監獄法第14条の規定のみを根拠として行われていることになり、その場合、「干渉が許される状況が詳細に特定されている」とはいい難いであろう。さらに、もしも、前記監獄法第14条の規定のみで十分であると考えられうるとしても、本件において、干渉を行う決定は「ケースごとに下されなければならない」という要求が満たされているようには理解できない。このことは、「一般的意見16」が、身体検査に関して、「検査を受ける人の尊厳に反しないやり方で行われることが保障されるべきである」とわざわざ言及していることから慎重に考えるべきである。実際に、前述した2002年のクレメント・ブードー事件におけるB規約人権委員会の見解においては、刑務所における被拘禁者への身体検査のやり方は、第7条や第10条とともに、第17条の違反も導いていると考えられる³⁹。

他方で、トイレの状況に関しては、広島刑務所におけるトイレの仕様が、何らかの法または規則に基づいていた、または逆になんらの根拠もなく採用されていたのかどうかという点に関する情報が十分にはないのであるが、仮に法または規則による根拠が与えられていたとしても、上述したように第7条および第10条違反となるような状況を生み出しているのであれば、不法な干渉または恣意的な干渉と判断できる。さらに、この場合は、干渉が許されるのは、「社会の利益のために不可欠な場合」に限られるとい

う観点からも、到底認められるべき「私生活」に対する干渉とはいいい難い。

以上の考察から、本件における肛門検査およびトイレの使用状況は、第17条違反であると考えることが相当である。

Ⅲ. 結論

以上のことから、本事件で原告により申し立てられている、広島刑務所における肛門検査およびトイレの使用状況は、国際人権B規約の第7条および第10条ならびに第17条に違反するものであると考えられる。

-
- 1 CCPR General comment 21, replaces general comment 9 concerning humane treatment of persons deprived of liberty (Art. 10): 10/04/92, A/47/40 (1992), Annex VI (pp. 195-198)
 - 2 北村泰三・山口直也編『弁護のための国際人権法』（現代人文社、2002年）、138-139頁。
 - 3 CCPR General comment 20, replaces general comment 7 concerning prohibition of torture and cruel treatment or punishment (Art.7): 10/03/92, A/47/40 (1992), Annex VI (pp.193-195).
 - 4 Communication No.265/1987: Finland.02/05/89. CCPR/C/35/D/265/1987, ph.9.2.
 - 5 Communication No.721/1996, Clement Boodoo v. Trinidad and Tobago. 15/04/2002. CCPR/C/74/D/721/1996.
 - 6 Ibid. ph.2.6-2.8.
 - 7 Ibid. ph.3.2-3.4.
 - 8 Ibid. ph.7.
 - 9 Ibid. ph.6.5.
 - 10 北村泰三『国際人権と刑事拘禁』（日本評論社、1996年）221頁。
 - 11 例えば、宮崎繁樹編著『解説 国際人権規約』（日本評論社、1995年）、日本弁護士連合会『国際人権規約と日本の司法・市民の権利 法廷に活かそう国際人権規約』（こうち書房、1997）。
 - 12 CCPR General comment 7: 27/07/82 A/37/40 (1982), Annex V (pp.94-95); CCPR/C/Rev.1. (pp.6-7)
 - 13 Case of Ireland v. United Kingdom, Publication of the European Court of Human Rights, Series A, Vol.25, 1978, ph.167.
 - 14 Case of Ireland v. United Kingdom, ph.162.

- 15 The Greek Case, The European Commission and European Court of Human Rights, Yearbook of the European Commission on Human Rights, 1969, p.186.
- 16 F・スュードル著、立石真公子訳『ヨーロッパ人権条約』(有信社、1997年)、127頁。
- 17 Case of Ireland v. United Kingdom, ph.162.
- 18 Case of Ireland v. United Kingdom, ph.167.
- 19 Tyrer Case, Publication of the European Court of Human Rights, Series A, Vol.26, 1978, ph.32.
- 20 Case of Raninen v. Finland (152/1996/771/972), 1997, ph.55.
- 21 Case of V. v. The United Kingdom, Application no.24888/94, 1999, ph.71, Case of Peers v. Greece, Application no.28524/95, 2001, ph.74, Case of Mouisel v. France, Application no. 67263/01, 2002, ph.37.
- 22 Case of Kudla v. Poland, Application no.30210/96, 2000, ph.94.
- 23 Case of Mouisel v. France, Application no.67263/01, 2002, ph.40.
- 24 Case of Peers v. Greece, Application no.28524/95, 2001.
- 25 Case of Kalashnikov v. Russia, Application no.47095/99, 2002.
- 26 Case of Valasinas v. Lithuania, Application no.44558/98, 2001.
- 27 Case of Peers v. Greece, op.cit., ph.67-75.
- 28 Ibid. ph.99.
- 29 Ibid. ph.95.
- 30 Case of Valasinas v. Lithuania, op. cit., ph.104.
- 31 CCPR General Comment No.16: The rights to respect of privacy, family, home and correspondence, and protection of honour and reputation (Art.17): 08/04/88, A/43/40 (1988) Annex (pp.181-183); CCPR/C121/Rev.1,(pp.19-21)
- 32 Ibid. ph.3.
- 33 Ibid. ph.4.
- 34 Ibid. ph.7.
- 35 Ibid. ph.8.
- 36 前掲書、『解説 国際人権規約』202-203頁。
- 37 同上、202頁。
- 38 Op.cit., General Comment No.16, ph.8.
- 39 Communication 721/1996, Clement Boodoo v. Trinidad and Tobago, ph.6.7-7.ph.7.
委員会の見解における当該部分は「私生活および尊厳に対する攻撃に関する申立人の主張に関して・・・、委員会は第17条における彼の権利が侵害されたと結論付ける」と述べているだけであり、明示的に「身体検査」が第17条違反であると述べているわけではないが、「私生活および尊厳に対する攻撃」という文言から、身体検査のことを少なくとも含んでいると考えてよいであろう。